

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市保育の実施に関する事務処理要領第5	市内に住所を有しない児童の保育の実施の決定	子育てあんしん課

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 他市町村から保育の実施の委託について協議を受けた場合は、4月入園選考から9月入園選考までは定員に対して105パーセント未満、10月入園選考から3月入園選考までは定員に対して110パーセント未満の児童が入園している保育施設であって、市内に住所を有する児童の入園に支障がない場合に限り、受入れを承諾するものとする。

(2) ただし、次の各号に該当するときは、この基準によらず、定員を超える場合の保育の実施の決定に係る基準を適用するものとする。

ア 兄弟姉妹が既に市内保育施設に入園しており、同一保育施設への入園を希望する場合

イ 保護者が里帰り出産のため市内の保育施設を希望する場合

ウ 保護者の一方又は両方が保育施設に勤務する者である場合。ただし、盛岡市内の保育施設の2号及び3号認定に係る児童の受入数増加となる場合に限る。

エ とりょう保育園、都南保育園及び地域型保育事業に係る施設を卒園する児童が転園を希望する場合

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。